

## 整理回収機構による企業再生

松尾 順介

はじめに

株式会社整理回収機構（以下、RCC）は、その前身である株式会社住宅金融債権管理機構として一九九六（平成八）年に発足して以来、不良債権の買い取りを行うとともに、その回収に尽力してきた。その際、民間では対応困難な、反社会的勢力などの悪質債務者に対しては断固とした態度を徹底するとともに、誠実に返済しようとする債務者には、合理的かつ良識的な整理・回収を行い、整理回収の手法確立に努めてきた。このことは、広く世間に周知されている。しかし、その一方で、RCCが再生型回収の取り組みを重ね、企業再生に積極的に取り組んできたことはあまり知られていないのではないだろうか。同じく公的機関として設立された産業再生機構が、大型案件の再生を手掛け、マスコミなどを通じて、その活動が報道されたのと対照的であるといえる。この相違は、RCCの再生対象企業がもっぱら中堅・中小企業であったため、全国的なメディアに載りにくかったこと、風評被害を回避しつつ、私的整理を円滑に行うため、守秘性を重んじたこと、さらには回収機関としてのイメージが先立ち、再生面が見落とされがちだったことなどに起因するものと思われる。しかし、RCCは、その調整機能を利用して、平成一四年度から一九年度の累計で、一二二社の企業再生を手掛け、二万八六七三名の雇用を確保している。

そこで本稿では、RCCが企業再生業務に取り組むに至った経緯を概観した上で、その基本的な考え方や手法

を紹介し、その企業再生業務の特徴を整理・検討する。<sup>(1)</sup> その際、同社の企業再生業務の特徴として、①独自のRCC企業再生スキーム、②信託機能、③税制面の活用を指摘する。

## 1 企業再生業務の経緯

RCCは、住宅金融専門会社（住専）の不良債権を処理するため設立（平成八年六月）された住宅金融債権管理機構（住管機構）および破綻した東京の二信組（東京協和、安全）の受け皿として設立（平成八年九月）された整理回収銀行を引き継ぎ、平成一一年四月に設立された（預金保険機構が一〇〇%出資）。その主たる業務は、旧住専七社から買い取った貸付債権等の管理・回収、預金保険機構からの委託等による破綻金融機関等からの貸付債権等の買取とその管理・回収、預金保険機構からの委託により健全金融機関等から買い取った貸付債権等の管理・回収、などである。特に、旧住専および破綻金融機関処理には公的資金が投入されているため、同社はこれら金融機関の経営責任を厳しく追及するとともに、その回収を最大化することに注力してきた。その際、悪質な資産隠匿や反社会的勢力による回収妨害にも臆することなく業務を遂行してきている。

したがって、同社の再生業務は、これらの債権回収を最大化するためのひとつの手法として位置付けられている。つまり、債務者企業を清算処理した場合の回収見込額と再生した場合の回収見込額を比較秤量し、後者が前者を上回ると判断された場合のみ、債務者企業を再生することで、回収を図ることになる。逆にいえば、再生支援する場合、債務者の清算価値は必ず確保し、これを債権者に保障することを原則としている（清算価値維持原則）。なお、この原則を徹底するためには、債務者企業の延命や問題先送りを排除することが重要な要件であるだけでなく、合理的かつ実現可能な企業再生計画の策定やそれに基づく回収見込額の算出が要件となる。

同社は、設立当初から再生型回収も視野に入れて取り組んでおり、住専関連の債権やバルクで持ち込まれる債権の中にも再生可能な案件も含まれていた。これらの債権買取を進めつつ、同社は企業再生スキームを整備していった。さらに、健全金融機関からの買取が増えるにつれ、その中にも再生可能な案件が含まれるようになっていった。また、案件によっては、再生を視野に入れて、同社に対応を委ねる案件もあった。

同社の業務として、明示的に再生業務が付け加わったのは、平成一三年六月に政府が閣議決定した「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）の中で、「RCCは、受け入れた債権について、債務者企業の再建可能性に応じ、厳正な回収に努める一方、再建すべき企業と認められる企業については、法的・私的再建手続等を活用し、その再生を図る。このため、例えば、企業再構築を図る組織の新設等、RCCの機能・組織の拡充を図る」と明記されたことによるものである。

この方針を受けて、同社は弁護士、会計士、再生アドバイザーなどの実務家および社内役員等からなる「企業再生研究会」を設置し、企業再生に関連する法務、会計、財務、税務など、企業再生の実務を研究・検討するとともに、「企業再生本部」を設置し、再生業務に取り組む組織体制を整備した。

さらに、平成一三年秋の臨時国会において金融再生法が改正（二月七日成立、平成一四年一月一日施行）され、「特定協定銀行は、健全金融機関等から買い取った資産についてはその処分方法の多様化に努め、当該資産の性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、当該資産の買取りから可能な限り三年を用途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること。その際、特定協定銀行は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること」とされた。

これを受けて、同社は企業再生本部内に「企業再生検討委員会」を設置し、個々の案件の再生の可能性を専門

的かつ客観的に判断する体制を整え、企業再生に取り組んでいる。同委員会の定数は一五名であり、委員は外部の弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、企業再生コンサルタント等から構成され、任期一年（再任可）となっている。また、委員の職務は、債務者の事業の再生可能性を判定し、答申するとともに、再生可能と判定された案件については、担当部署を通じて必要な支援を行うものとされている。その際、厳格な守秘義務が課されている（図表1参照）。

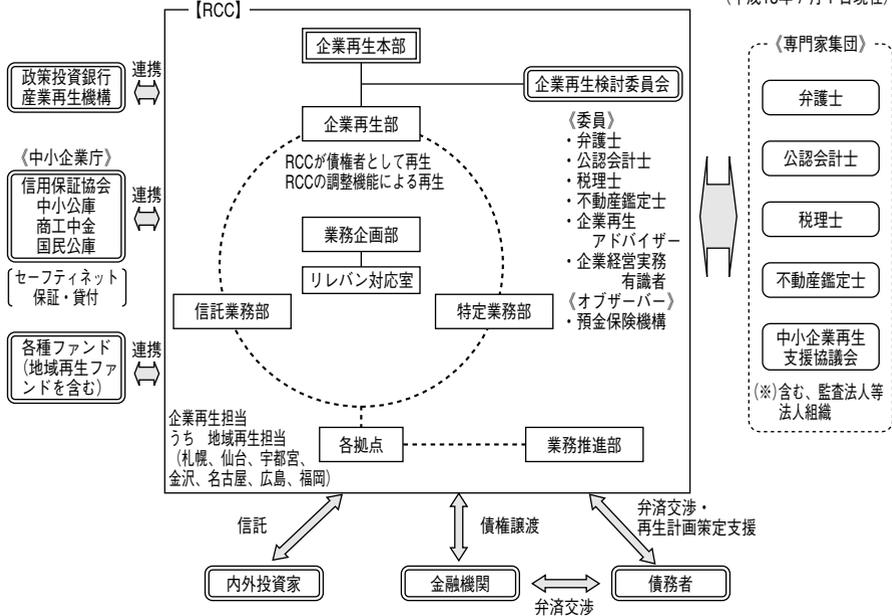
なお、現在、企業再生本部は、企業再生検討委員会、企画調整部、企業再生部、信託業務部などに分かれており、同社役員八二〇名（平成二〇年三月末）のうち、約二割は企業再生に取り組んでいる。

## 2 基本的な考え方と手法

同社の企業再生に関する考え方は、前述の

図表1 企業再生案件処理関連図

（平成18年7月1日現在）



（出所）整理回収機構10年史発刊委員会編『整理回収機構10年のあゆみ』、整理回収機構、平成18年10月、186ページ。

「清算価値保証原則」に基づくものである。つまり、同社が保有する債権の対象企業の再生を行うのは、「債権者としての経済的合理性に合致すると認められる場合、すなわち、当該事業を清算処分して回収を行う場合よりも当該事業を継続させて、当該事業の譲渡収入または事業収益から弁済を受ける方が回収の極大化になると判断される場合」に限定されている。

ただし、現在は、同社自身が保有する債権だけでなく、金融機関から債権者間調整を委託された再生案件にも取り組むとともに、地域の中小金融機関に対する企業再生支援業務にも取り組んでいる。特に、同社は信託機能を有していることから、同社に債権そのものを信託する手法、あるいは同社のファン드가債権を購入し、同社が債権者間調整を行う手法も見られるようになってきている（これらの手法については次節参照）。

したがって、同社の企業再生に対する関わりは、同社が債権者となっている場合と金融機関からの委託による場合とに大別される。それぞれの場合の再生手法は以下である。

まず、債権者としての立場の企業再生は、前述のように回収極大化を図るためであり、具体的な手法として、①中小企業者に対する条件変更等による対応（リスケジュールや利下げなど）、②政府系金融機関との連携によるセーフティネット貸付<sup>③</sup>および保証制度の活用、③RCC主導による抜本的再生計画策定による私的再生、④債権者申立てによる法的手続を活用した事業再生、⑤RCC申立てによる法的手続を活用した事業再生、である。

また、金融機関からの委託による企業再生業務は、RCCの調整機能を利用するものであり、中立・公正な立場での再生計画の検証、債権者間の利害調整、再生計画への合意形成などを行っている。その際、次の手法が採用されている。①メイン行が債務者の同意を得てRCCに案件を持ち込む、②持込金融機関における対象債務者区分は「要管理先」以下である。③私的整理による自力更生を図る場合、公表により、再生に支障を生じるおそ

れがある場合は、個社名の公表は行わない。④RCCが関与することにより再生計画の公平性・妥当性が確保されるため債務者および債権者の税務上の対応が容易になる。⑤企業再生計画上の金融機関がRCC企業再編ファンドに保有債権を売却した上で、新たに当該債務者の弁済のために、リファイナンスを行うことにより当該債務者企業との継続取引が可能となる。

### 3 同社の企業再生の特徴

RCCの企業再生業務の特徴として、①「RCC企業再生スキーム」、②信託機能の活用、③税制上の措置の三点を挙げることができる。

#### ①独自の「RCC企業再生スキーム」

まず、RCCの企業再生業務の特徴として、独自の私的整理スキームを有し、その実施に際しては、同社の調整機能が活用されていることが挙げられる。このスキームは、私的整理において、RCCが債権者として取り組むべき企業再生の手続きや依拠すべき準則を明示したものであり、これによって手続きの公正性、客観性、透明性および衡平性を確保するとともに、債務者と債権者が共有した情報について、相互に厳格な守秘義務を負うことになる。また、このスキームは、RCCが債権者として取り組む場合だけでなく、金融機関からの委託によって調整業務に取り組む場合にも適用される。

まず、このスキームでの私的再生は、次の場合に限定される。①RCCが債権者として取り組む場合、当該事業の清算した場合の回収額よりも当該事業を再生継続させた場合の回収額が債権者にとって上回ると見込まれる

場合にのみ実施される。②RCCが調整業務に取り組み場合、メイン行からRCCに持ち込まれた案件であることが前提となる。その上で、金融債権者間の合意の下で、事業の再生を進め、事業収益から最大限の回収を図る。

次に、スキーム対象企業とされるためには、①過剰債務を主因として事業継続が困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であると認められること、②再生の対象となる事業自体に市場での存続価値があること、③債権者、経営者が弁済に誠実であり、財産の状況を誠実に開示していること、④債権者の事業再生を行うことが、債権者にとって経済合理性があること、という条件を満たすことが必要である

(図表2参照)。

図表2 再生適格要件チェックリスト

大項目	小項目
1. 債務者の誠意、意欲	・債務者は、弁済に関し誠意ある姿勢にあるか。
	・債務者が関連会社をも含め自らの資産・負債について誠実に開示しているか。
	・債務者が再生に対し意欲を持っているか。従業員の協力を得られるか。
2. 経済的合理性	・企業再生が債権者にとっても経済合理性が期待出来るか。
	・再生による回収見込額と清算配当額等との比較。 (原則…より回収額の多い方式を選択する) 回収の確実性(確率軸と時間軸で検証)を総合的に判断して評価する。
3. 再建の可能性	・事業価値(市場競争力)を有するか。 技術力、営業力、商品力、商圏、商権、人的資源、業界動向等の総合評価。
	・重要な事業部門で営業利益を計上するなど、債権者の支援により再建の可能性があるか。 着眼項目：法定償却相当額控除後の 営業利益>0(全体又はコア事業で) 借入金額高/EBITDA等
	・必要に応じ、リストラの余地があるか。
	・スポンサー出現の可能性があるか。
4. 主要債権者意向等	・再生型処理に対し大口債権者の同調が見込まれるか。
5. その他債権者の動向	・大口債権者と同調する動きがあるか。
6. 経営責任	・必要に応じ、経営者の交替や私財提供等の経営責任を明確化できるか。
7. 株主責任	・必要に応じ、増減資を実施するなど、既存株主等の株主責任を明確化できるか。
8. 関係会社の透明性	・関係会社を含むグループ全体の財務情報が十分に把握できているか。
9. RCCの社会的使命との適合性	・当該企業が反社会性を有することはないか。
10. 地域経済への影響	・当該地域経済への大きな影響があるか。

(出所) RCC企業再生部「RCCの企業再生について」(内部資料)、平成20年6月10日、15ページ

第三に、私的整理の開始から再生計画の実行に至る手続きは以下の通りである。①RCCと委託者である金融機関との間で、守秘義務契約を締結した上で、債権者に関する情報の提供を受け、再生可能性等について協議を行う。②監査法人等の専門家によって財務・資産デューデリジェンスを実施する。③財務・事業デューデリジェンスをもとに案件検討協議を行うと同時に、再生の見込まれる先に対しては「再生計画の策定」を行う。④RCC内部で再生計画の妥当性を協議し、再生可能性の見極めを行った後、企業再生検討委員会に計画着手附議を行う。⑤再生計画原案提示・一時停止について合意するため、第一回債権者会議を開催する（一時停止に関しては、与信残高の維持、債権者間の地位の維持、追加担保の不提供などを合意する）。⑥その後、数回の債権者説明会を開催し、債権者説得を行い、最終再生計画案策定後、計画合意に至る。なお、計画案の要点は次の通りである。経営困難に陥った要因、事業再構築計画の具体的内容、将来見通し（一〇年間程度）、財務状況の見通し（二〇年間程度）、資本再構築計画、資金繰り見通し、債務弁済計画（最長一五年）、経営者責任の在り方、債務超過解消期間（原則三年）、資産評価税制適用の場合、債務免除を含む財務状況の将来見通しは、公正な資産評定による価額を基礎とした実態貸借対照表に基づくものであること、経常利益黒字化（原則三年）、株主責任の明確化（支配株主の支配権の消滅、増減資の実施）、原則として経営者の退任（留任の場合、私財提供など）、債権者間の権利調整（債権者間の平等を原則とする）。⑦再生計画案を再生検討委員会へ付議し、所要の修正を施す。⑧第二回債権者集會に再生計画案を提出し、審議する。⑨再生計画が成立すれば、主要債権者によるモニタリングを実施する。⑩再生計画の実行過程で履行が困難となった場合、関係者の協議により再生計画の見直し、あるいは法的手続きへの移行を検討する。なお、公表に関しては、計画成立後、公表により支障がないと判断される場合に限って公表する。また、計画成立後、債権売却希望者には、債権売却の機会を提供する。その際、後述の

RCC金外信託が入札により買い取りを行うか、あるいはRCCがサービサー機能を使って買い取りを行う。

なお、このスキームでは、メインバンクが要管理先債権以下の債権を債務者の同意を得てRCCに持ち込み、抜本的な再建計画を遂行することで、当該債務者の債務者区分の上方遷移を図り、金融機関からの融資を継続することが企図されており、このスキームを遂行する際、要所要所でRCCの調整機能が重要な役割を果たしている。

## ② RCC信託とファンド

第二の特徴として、信託機能<sup>(4)</sup>を有し、これを活用していることが挙げられる。その際、同社の信託は、証券化型信託と再生型信託とに大別でき、さらにそれぞれにいくつかのタイプに分類される(図表3参照)。

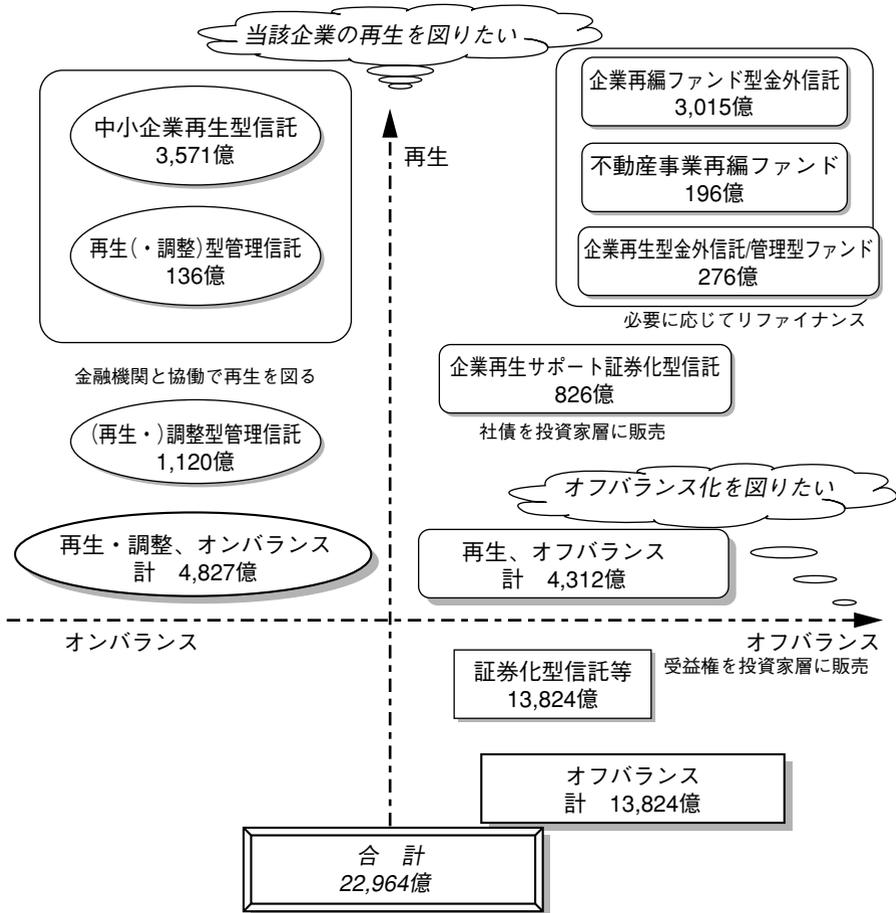
証券化型信託<sup>(5)</sup>は、不良債権の処理を目的とするものであり、平成一三年一月「RCCトラストワン」がその第一号である。これら証券化型信託は、金融機関・ノンバンク等が保有する不良債権の処理とRCC自体が保有する債権の流動化のために、SPCを通じて信託受託し、優先劣後に分け、優先部分を幅広く投資家に販売し、劣後部分はRCCが保有・回収を図るものである。RCCトラストシリーズは、その後も約半年ごとに改良を重ね、平成一八年二月には「トラストセブン」の販売を行っている。なお、その間、債権元本一兆一五〇六億円超の不良債権を受託し、九九二億円の証券を発行し、延べ九〇社以上の投資家が購入した。

また、上記スキーム以外にも、オフバランス化型金外信託といわれるスキームもあり、これは金融機関の保有する不良債権を、RCCが投資家から受託した金外信託で買取り、買取残高が積みあがった段階で、外部格付けを取得し、証券化するタイプである。これは、平成一六年九月に第一号の証券化を実施している。

図表3 RCCの信託機能を活用したスキーム

【RCC信託機器活用スキーム】

- ・RCCの信託機能を活用したスキームについては、金融機関のニーズに応じてオーダーメイドしているが、概ね以下の種類に分けられる。
- ・平成14年1月に初受託して以降20年3月末日までに、債権元本累計で2兆2,964億円を受託、利用金融機関数では延べ327社となった。



(注) 各金額は、信託受託した債権元本累計額  
平成20年3月末日

(出所) 整理回収機構HP、[http://www.kaisyukikou.co.jp/intro/shintaku\\_kinou.pdf#search='RCC 企業再生サポート証券化型信託'](http://www.kaisyukikou.co.jp/intro/shintaku_kinou.pdf#search='RCC%20企業再生サポート証券化型信託')、を参照。

さらに、企業再生サポート証券化型信託といわれるタイプもあり、これは地域金融機関の保有する債権を、RCCが投資銀行から受託した金外信託で買取るタイプである。これも、金融機関の不良債権のオフバランス化を図るものであるが、債権回収に際しては、債務者企業の再生計画を支援し、債務者企業の再生を図ることで配当の極大化を目指すものである。

他方、再生型信託と呼ばれる取り組みも進められた。その第一号となったのは日本新都市開発の案件である。同社は旧日本興業銀行がメインとなつて、二十数行が合計約二六〇〇億円を融資していたが、バブル崩壊後経営不振に陥り、再建策を模索していた。しかし、交渉は難航し、平成一四年三月、RCCが再生型信託として信託受託することになった。具体的には、興銀以外の金融機関の貸出債権をRCCが受託し、RCCと興銀とが共同で日本新都市開発を経営管理する。ここでは、同社の優良資産と不良資産との切り分けが行われ、優良資産はM&Aなどの手法によって再生され、不良資産は処分・回収される（ただし、信託した金融機関は信託受益権を有するためオンバランスとなる）。RCCに債権を集中することで、抵当権解除などの調整や事務手続きが容易になるとともに、資産処分などの判断も迅速化し、回収効率が向上することが企図され、その試みは成功したといえる。

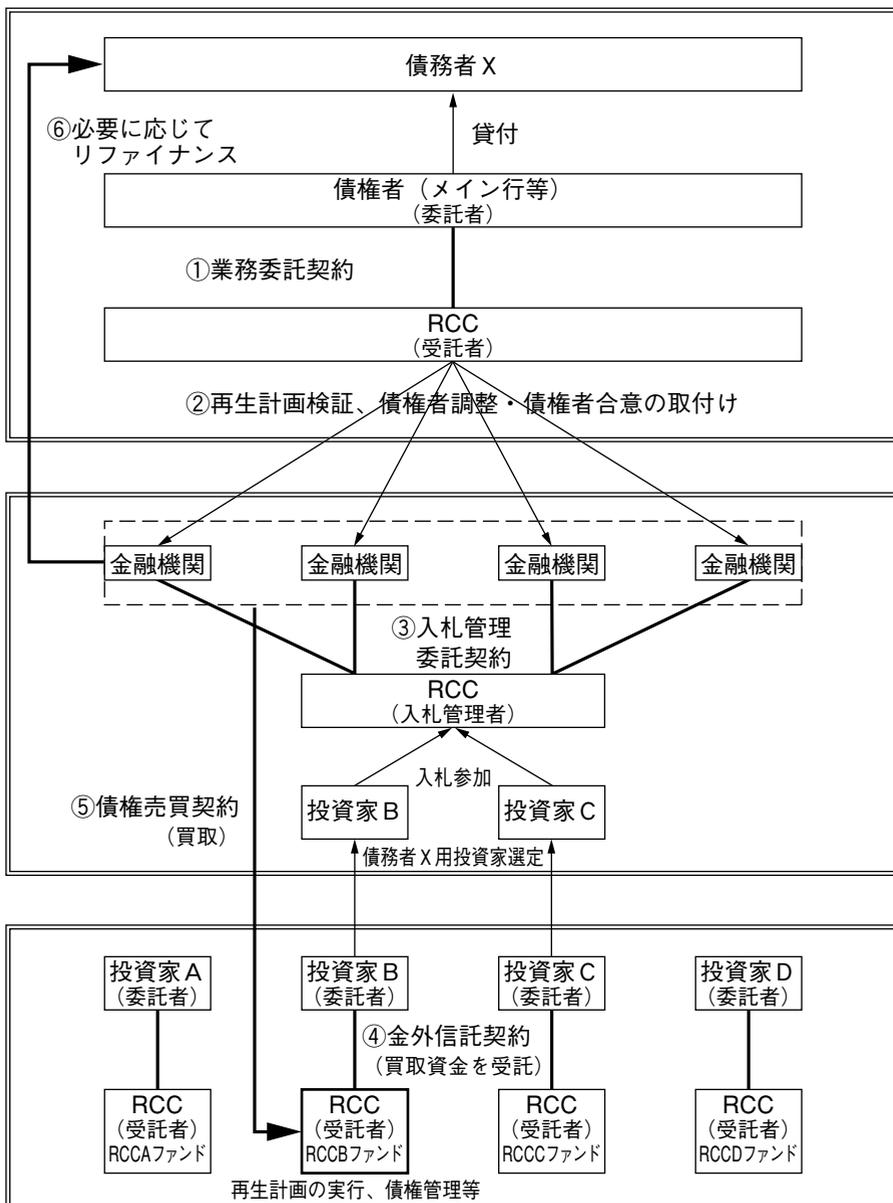
また、この時期の中小企業の中には、金融機関の自己査定上、破綻懸念先に分類されているものの営業キャッシュフローが確保されているものも多く、そのままでは信用低下から倒産を余儀なくされる危険性があった。したがって、金融機関がその債権を売却処分することなく、RCCに信託し、当該企業の再生を進めることが求められた。そこで、RCCはスキームや事務的な取り扱いルールを確定した上で、金融機関から中小企業向け貸出債権を受託することとした。その際、当該企業の再生計画を策定し、業況の進捗管理を行い、原則三年以内に再

生を模索することとされた。これによって、平成一五年三月末で、一七五件、債権元本三五〇〇億円の債権が信託され、その後約二年で再生が完了した。

さらに、企業再編ファンド型金外信託の取り組みも進められ、これが同社の基本スキームとなっている（ここで、再編と銘打っているのは、再生のために不振子会社の売却や事業譲渡などM&A的手法が使われるためである）。ただし、ここでのファンドは、通常の投資ファンドとは異なり、金銭以外の金銭の信託（いわゆる金外信）を利用するものである。つまり、投資家が信託委託者となってRCC信託に金銭を拠出し、RCCはその資金で債権を購入するとともに、当該信託財産の管理・運用を請け負い、利益を配当するというものである。この仕組みは、平成一三年秋から実施され、その後改良が施され、現在では基本スキームが定着している（図表4参照）。

このスキームでは、おおむね以下の手順で手続きが進められていく。①メインバンクからRCCが債務者企業の再生に関する業務委託を受け、業務委託契約および秘密保持契約を取り交わす。その際、債務者企業の同意が必要となる。②RCCは公正・中立な立場で債務者企業の再生計画を検証するとともに、債権者間調整を進め、債権者の合意を取り付ける。③合意形成後、RCCは各金融機関と入札管理委託契約を結ぶとともに、当該案件に適当と考えられる複数の投資家を選定し、入札に関する情報を開示する。④各投資家は当該債権の購入について入札し、落札した投資家はRCCと金外信託によるRCCファンドを設立する（RCCは買取資金を受託する）。⑤落札した投資家は当該債権の購入に関し、金融機関と債券売買契約を取り結ぶ。⑥RCCは合意された再建計画に従い、債権放棄などを実行するとともに、債権放棄後も当該金融機関との取引継続を希望する金融機関は、当該企業に対し、必要に応じてリファイナンスを行う。⑦RCCは信託財産となっている債権の管理・回収を行う。

図表4 RCC企業再編ファンド型金外信託のスキーム



(出所) 整理回収機構HP、[http://www.kaisyukikou.co.jp/announce/announce\\_128\\_1\\_1.html](http://www.kaisyukikou.co.jp/announce/announce_128_1_1.html)

ただし、取引金融機関が少数であるような案件の場合、入札は行わず、RCCサービサー部門が各金融機関から相対取引で債権を購入することもあるが、このスキームの要点は、再生計画の遂行を前提として、入札を行うことで、当該債権の価格発見機能を高め、適切な価格での売買を促すことが可能となる点である。つまり、これによって債権の時価が形成される。逆にいえば、再建計画もない状況下で、相対交渉で売買すれば、買ったたかれる可能性が高いため、それを避けることを企図したスキームであるといえる。

このようなスキームを利用する背景には、以下のような金融機関のニーズがある。

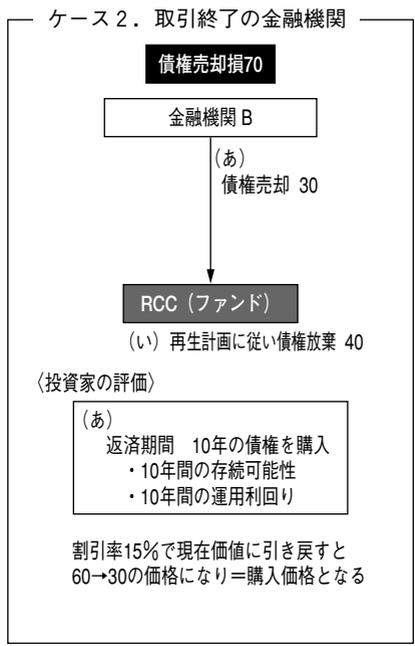
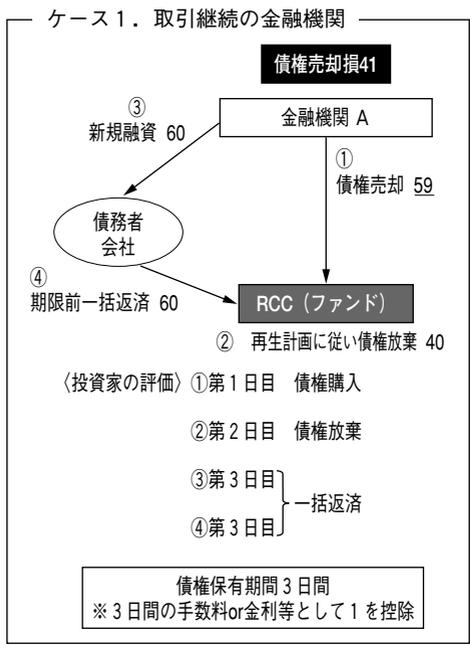
①債権放棄後の残債額が少ない場合、金融機関の中には、融資関係の解消を希望する金融機関があり、これらの金融機関は再生計画に同意書を提出する前に債権を売却しようとする。つまり、再生計画に同意するためには、取締役会稟議など行内の煩瑣な手続きを経る必要がある場合や信金・信組には、内規等で債権放棄そのものが認められない場合もあるので、再生計画を前提に早期売却を選択することになる。また、RCCにとっても、債権がRCC信託に集中している方が手続きを進めやすいという利点もある。このケースを具体的な数値例で説明すると、以下の通りである（図表5ケース2参照）。金融機関の債権元本一〇〇、合意された再生計画上の債務免除四〇、残債六〇の返済を一〇年均等とする。まず金融機関はRCCファンドに対し三〇で債権を売却し、債権売却損七〇を計上し、当該債務者企業との融資関係は解消される。次に、RCCファンドは再生計画に従って、四〇を債権放棄する。ここで、RCCファンドの投資家は、期間一〇年で返済予定額六〇の債権を三〇で購入したことになる。これは、DCFで考えると、割引率一五%で現在価値に割り戻したことになる。つまり、ここで投資家の入札によって、当該債権の現在価値が決定されることになる。

②金融機関の中には、融資関係の継続を希望しつつも、ひとたび債権放棄すると内規等によって取引関係が継

続不能になる場合がある。その際、当該金融機関は、債権放棄ではなく、債権売却を選択することになり、このスキームを利用するニーズが生じる。具体的な数値例で説明すると、以下の通りである（図表5ケース1参照）。①と同様に、金融機関の債権元本一〇〇、合意された再生計画上の債務免除四〇、残債六〇の返済を一〇年均等とする。まず金融機関はRCCファンドに対し、五九で債権を売却する。次に、RCCファンドは再生計画に従って四〇の債権放棄を行う。第三に、金融機関は債権者企業に六〇の新規融資（リファイナンス）を行う。第四に、債務者企業はこの六〇をもってRCCファンドに対し、期限前一括返済を行う。

図表5 ファンドへの売却価格例

或る金融機関の債権元本	100
再生計画で合意した返済計画	債務免除 40 残債60の返済 10年均等分割弁済



(出所) 整理回収機構企業再生部「企業再生ハンドブック」(平成20年1月15日)、127ページ。

ここで、RCC信託を通じて債権を購入した投資家は、第一日目に五九で債権を購入し、第二日目に額面一〇〇の債権のうち四〇を債権放棄し、第三日目に六〇の弁済を受けることになる。つまり、三日間の金利なし手数料として一を得ることになる。他方、金融機関も六〇の新規融資を継続することができる。RCCでは、このような流れを「ワンタッチスルー」と呼んでおり、ここでは投資家の入札によって、リファイナンスのための手数料が決定されることになる。

③ 評価損益税制上、一行だけが債権放棄する場合、RCCファンドスキームが債権放棄を行った上で、リファイナンスを行う必要がある。また、全金融機関が債権放棄しても、RCCが債権を保有していなければ、そのままでは評価損益を活用できない。したがって、通常、上記リファイナンス方式を利用して、メインバンクの債権をRCCファンドで債権放棄することになる。

### ③ 税制上の措置

第三の特徴は、税制上のメリットが与えられることである。これらのメリットは、債務者側のメリットと債権者側のそれとに大別できる。

まず、債務者側については、債権者が債権放棄すると、債務者企業には債務免除益が計上されるが、税務上の欠損金があれば、それと相殺することによって法人税を免除される。ここでの欠損金には、青色欠損金と特例欠損金があり、前者は七年間繰り越しできるのに対し、後者は七年を超えてしまったために通常は利用できないが、法人税法第五十九条により復活利用が可能である。平成一六年三月二四日国税庁事前照会に対する文書回答では、「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により債務者が債務免除を受けた場合には、法人税法

基本通達二二―三一―(三)にいう「整理開始の命令に準じる事実」があつたものとして、原則として、特例繰越欠損金の損金算入を認める法人税法第五九条の適用があるものとみなして差し支えないとされた。

また、平成一七年度税制改正で、一定の要件を満たす私的整理において債務免除が行われた際、評価損の損金算入および期限切れ欠損金の優先利用を認める税制措置が新たに講じられた。これにより、債務免除益と評価損や期限切れ欠損金との相殺が可能となったことで、資産を売却しなくても評価損で益金を相殺でき、事業再生の迅速化が図られた。なお、ここでいう一定の要件とは、以下である。(a)一般公表の債務処理準則に従った計画が策定されていること、(b)当該準則中に、公正価格による資産査定基準が定められていること、(c)当該評定の基準に基づいて貸借対照表が作成され、当該計画における損益見込み等に基づいて債務免除額が決定されていること、(d)上記(a)～(c)について、専門的な知識経験を有する第三者機関や債権放棄をする協定銀行(RCC)の確認を得ていること、(e)二以上の金融機関による債権放棄が行われていること(ただし、政府系・RCCの場合は単独でも可)、また、RCCの場合は、信託の受託者として保有する債権について債権放棄する場合でも可)。なお、この税制改正に関してRCCは国税庁照会を行い、基本的にRCC企業再生スキームを利用した場合、上記税制が適用されることを確認している。

次に、債権者側については、債権放棄した金額が損金として扱えるかどうかが問題となるが、上記文書回答では、「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により金融機関等が債権放棄を行った場合は、原則として、法人税法基本通達九―四―二にいう「合理的な再建計画」に基づくものとして、損金に算入できると解して差し支えないとされた。

このようにRCC企業再生スキームにおいて、資産評価税制を適用することができるようになったが、そのた

めにはRCCが債権者として、債務免除に関する手続きを行う必要が生じた。したがって、金融機関はいったんRCCに債権を売却し、RCCが債権放棄を行った後に、残債権相当額を債務者企業にリファイナンスするようになった。ここにも金融機関が前述の企業再編ファンド型金外信託スキームを利用する背景がある。

## まとめ

本稿では、RCCが企業再生業務に取り組みに至った経緯を概観した上で、その基本的な考え方や手法を紹介し、その企業再生業務の特徴として、①独自のRCC企業再生スキーム、②信託機能、③税制面の活用を指摘した。ただ、このほかにもソフトな側面ではあるが、同社には、複雑な案件が多く持ち込まれ、それらを手掛けてきたことも指摘できるだろう。これは、同社がすぐれた調整機能を有していたことの証左である。しかし、同社案件は、守秘義務上の制約や風評被害を回避する観点から、水面下で手続きが進められることが多いため、一般に知られることは少なく、ここでも具体的に取り上げることができなかった。また、債権放棄を行うに当たっては、経営責任や株主責任の明確化を重視しているが、その反面経営者や株主の生活も尊重し、「身ぐるみをはぐ」ような形での責任追及や私財提供を強要しないことも注目される点だろう。企業再生において、経営責任や株主責任が重要であることは言うまでもないが、地縁・血縁が尊重される、地方の中堅・中小企業の場合、責任追及のあり方にはデリケートな要素が多々含まれている。したがって、守秘義務や個人情報保護のため開示されていないが、同社の主導した再生計画には、このようなデリケートな面に対する配慮が随所に盛り込まれていることも見逃せない特徴だと思われる。

- (1) 本稿における事実関係や基本スキームの記述は、整理回収機構一〇年史発刊委員会編『整理回収機構一〇年のあゆみ』、整理回収機構、平成一八年一〇月、整理回収機構編『債権回収と企業再生』、金融財政事情研究会、二〇〇七年、整理回収機構企業再生部「RCCの企業再生について」（社内資料、平成二〇年六月一〇日）、同「企業再生ハンドブック」（同、平成二〇年一月一五日）、同「RCC再生関連機能のご紹介」（社内資料、平成二〇年五月一二日）および整理回収機構編『RCCにおける企業再生』、金融財政事情研究会、二〇〇三年、によっているが、煩瑣になるため個々の箇所には注を付さなかった。また、同社担当者へのインタビュー調査によって補足・修正した部分もある。
- (2) 健全金融機関からの買取は、平成一〇年夏からの国会（いわゆる「金融国会」）審議を経て成立した金融再生法（同年一〇月成立、施行）五三条によって、預金保険機構またはその委託を受けた整理回収機構は、平成一三年三月末までに申込みを受けた場合、健全金融機関からも買取ができることとなった。なお、この申込期限は、その後平成一七年三月末まで延長された。
- (3) セーフティネット貸付とは、業況等が芳しくないが、中長期的には企業維持が見込まれる中小企業者を支援する貸付制度であり、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫などの政府系金融機関が行っている。
- (4) RCCは、平成一三年六月、経済財政諮問会議から「骨太の方針」が示され、その中で主要行による不良債権のオフバランス化のための受け皿機能として、信託兼営が盛り込まれたことを受けて、同年七月に信託業務の認可申請を行い、同年九月に認可された。また、信託業務の開始にあたっては、社内の経験者とともに、信託銀行からの出向者数名によって対応した。
- (5) RCCによる不良債権の証券化については、「不良債権の証券化と不良債権処理―整理回収機構（RCC）の証券化事

例等を通じた考察―」、『尾道大学経済情報論集』、Vol. 3 No. 1 (二〇〇三年)、堀田真理「不良債権証券化の効果」、『経営論集』(東洋大学)、第六四号(二〇〇五年)などの研究がある。

\*本稿を執筆するに際し、整理回収機構の関係者に研究会を設定していただき、多大なご教示を頂戴いたしました。厚く御礼申し上げます。特に、研究会を設定していただいた中島将隆先生、面談にて資料や情報をご提供いただいた狩野省市専務取締役、西永弘昭次長、平田文雄副部長には、心より深謝申し上げます。

(まつお じゅんすけ・客員研究員)